

議案第 1 1 2 号

飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改定に伴う改正

飛驒市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 飛驒市職員の給与に関する条例（平成16年飛驒市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第23条の4第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 飛驒市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条の4第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条及び附則第2項の規定は公布の日から、第2条及び附則第3項の規定は令和3年4月1日から施行する。

（飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（令和元年飛驒市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第21条第1項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

- 3 飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第21条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(第1条) 飛騨市職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第23条の3 略 (期末手当) 第23条の4 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の110</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。 以下 略	第1条～第23条の3 略 (期末手当) 第23条の4 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。 以下 略

(附則第2項) 飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第10条 略 (期末手当) 第11条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の110</u>を乗じて得た額）」とあるのは、「給料の額を月額で定めるものにあつてはその月額を期末手当基礎額として、時間額で定めるものにあつては時間額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率（特定管理職員に適用される率を除く。）に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。 2～3 略 第12条～第20条 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第21条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定	第1条～第10条 略 (期末手当) 第11条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額）」とあるのは、「給料の額を月額で定めるものにあつてはその月額を期末手当基礎額として、時間額で定めるものにあつては時間額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率（特定管理職員に適用される率を除く。）に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。 2～3 略 第12条～第20条 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第21条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定

めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の110を乗じて得た額）」とあるのは、「報酬額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率（特定管理職員に適用される率を除く。）に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と、同条第4項中「それぞれその基準現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第9項第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」とそれぞれ読み替えるものとす

めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の105を乗じて得た額）」とあるのは、「報酬額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率（特定管理職員に適用される率を除く。）に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と、同条第4項中「それぞれその基準現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第9項第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」とそれぞれ読み替えるものとす

る。
2～3 略

以下 略

る。
2～3 略

以下 略

(第2条) 飛騨市職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第23条の3 略 (期末手当) 第23条の4 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u> を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の105</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。 以下 略	第1条～第23条の3 略 (期末手当) 第23条の4 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。 以下 略

(附則第3項) 飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第10条 略 (期末手当) 第11条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額)」とあるのは、「給料の額を月額で定めるものにあつてはその月額を期末手当基礎額として、時間額で定めるものにあつては時間額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率(特定管理職員に適用される率を除く。)に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。 2～3 略 第12条～第20条 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)	第1条～第10条 略 (期末手当) 第11条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額)」とあるのは、「給料の額を月額で定めるものにあつてはその月額を期末手当基礎額として、時間額で定めるものにあつては時間額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率(特定管理職員に適用される率を除く。)に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。 2～3 略 第12条～第20条 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第21条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、100分の125」を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の105を乗じて得た額）」とあるのは、「報酬額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率（特定管理職員に適用される率を除く。）に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と、同条第4項中「それぞれその基準現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第9項第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で

第21条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、100分の127.5」を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の107.5を乗じて得た額）」とあるのは、「報酬額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率（特定管理職員に適用される率を除く。）に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と、同条第4項中「それぞれその基準現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第9項第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で

定める額を除く。)の1月当たりの平均額」とそれぞれ読み替えるものとする。

2～3 略

以下 略

定める額を除く。)の1月当たりの平均額」とそれぞれ読み替えるものとする。

2～3 略

以下 略

飛驒市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (案) 要旨

1 改正の趣旨

人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改定に伴う改正

2 改正の内容

(1) 飛驒市職員の給与に関する条例の改正

〔第1条及び第2条〕

人事院勧告に基づき、職員の期末手当の支給割合について年間0.05月分引下げるもの。令和3年度以降においては、6月期と12月期の支給月数が均等になるよう配分。(第23条の4関係)

区 分		6月期	12月期	年間
現 行	再任用職員以外	1.300(1.100)月	1.300(1.100)月	2.600(2.200)月
	再任用職員	0.725(0.625)月	0.725(0.625)月	1.450(1.250)月
改正後 (第1条)	再任用職員以外	1.300(1.100)月	<u>1.250(1.050)月</u>	<u>2.550(2.150)月</u>
	再任用職員	0.725(0.625)月	0.725(0.625)月	1.450(1.250)月
改正後 (第2条)	再任用職員以外	<u>1.275(1.075)月</u>	<u>1.275(1.075)月</u>	2.550(2.150)月
	再任用職員	0.725(0.625)月	0.725(0.625)月	1.450(1.250)月

※()内は特定管理職員

(2) 飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の改正

〔附則第2項及び第3項〕

飛驒市職員の給与に関する条例を準用している会計年度任用職員の期末手当の支給割合を定める条文について所要の改正を行うもの。

(第11条及び第21条関係)

3 施行日 (第1条及び附則第2項) 公布の日

(第2条及び附則第3項) 令和3年4月1日